

随意契約理由書

1 工 事 名	信濃橋受電所等新築工事（2024-環）
2 業 者 名	青木あすなる建設株式会社
3 随意契約理由	<p>本工事は、四ツ橋受電所の設備老朽化に伴い、本社研修室及び信濃橋書庫を解体撤去し、自家発電設備を合わせもつ受電所を新設するもので、併せてETC専用化に伴う営業関係業務拠点である遠隔監視サポートセンターを整備するものである。</p> <p>また本工事は、当社の受電所更新計画及びETC専用化等に伴う営業関係の業務拠点整備計画に基づく発注であり、密接に関連する受電設備工事等や遠隔サポート業務開始時期等を踏まえ、それらと綿密な事前工程調整が不可欠である。</p> <p>本件は、2024年6月下旬契約成立を目標として入札公告を2024年4月22日に実施したが、入札不調となり発注を中止し、その後に2024年10月下旬契約成立を目標とし2024年8月20日に再度入札公告したもののこちらも入札不調という結果となった。</p> <p>本件は、再公告に付す時間的余裕がないため、不落随契の交渉を行ったが協議不成立となった。</p> <p>本工事は、上述のとおり今後の事業進捗を勘案すると遅滞なく契約を成立させる必要がある、時間的猶予のない緊急性の高い案件である。</p> <p>よって、今回の応札者である、青木あすなる建設株式会社との価格交渉に移行し、その交渉において妥当性を確認し、交渉が成立したことから、随意契約を行うものである。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第4号の規定による。	